

藤沢市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱

制定 平成18年1月1日

改正 令和 7年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子家庭の母又は父子家庭の父の就業支援対策の一環として、母子家庭の母又は父子家庭の父の就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため養成機関において修業した場合に、その修業期間における経済的負担を軽減することにより、母子家庭又は父子家庭の自立促進を図り、もって母子家庭又は父子家庭の福祉の増進に寄与することを目的として支給する給付金について、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(給付金の種類)

第2条 この要綱により支給する給付金の種類は次のとおりとする。

- (1) 藤沢市母子家庭等高等職業訓練促進給付金（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金をいう。以下「訓練促進給付金」という。）
- (2) 特定高等職業訓練促進給付金（看護師、介護福祉士及び保育士の養成訓練を受講する場合に上乗せして支給する給付金をいう。以下「特定訓練促進給付金」という。）
- (3) 高等職業訓練修了支援給付金（法第31条第3号に規定する政令で定める母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金をいう。以下「修了支援給付金」という。）

(支給対象者)

第3条 訓練促進給付金及び特定訓練促進給付金の支給対象者は、養成機関において修業を開始した日以後において、また、修了支援給付金の支給対象者は養成機関における修業を開始した日及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日において、次の要件の全てを満たす母子家庭の母又は父子家庭の父（法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童（20歳に満たないものをいう。（以下「児童」という。）を扶養しているものをいう。）とする。また、父子家庭の父については、平成25年4月1日以降に修業を開始したものをいう。

- (1) 市内に住所を有していること。ただし、修業を開始した日以後において市内に転入した修了支援給付金の支給対象者は、修了日において市内に住所を有していることで足るものとする。
- (2) 児童扶養手当の支給を受けていること又は児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。なお、その者の所

得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き対象者とする。

(3) 養成機関において6月以上に渡るカリキュラム(修業期間が1年未満の通信制の講座については除く。)を修業中であり、就職の際に有利となるものと市長が認める資格(以下「対象資格」という。)の取得が見込まれる者であること。

(4) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められること。

(5) 就業又は過去に別の訓練を修業していることを理由とした訓練促進給付金及び特定訓練促進給付金又は別の訓練を修了したことを理由とした修了支援給付金の支給を受けたことがないこと。

(6) 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第7条第1項の規定により支給される職業訓練受講給付金、雇用保険法第24条に定める訓練延長給付、雇用保険法附則第11条の2に定める教育訓練支援給付金その他の訓練促進給付金と趣旨を同じくする給付を受けていないこと。

(7) 給付金申請時において、納期の到来している市税を滞納していないこと。

(対象資格)

第4条 前条第1項第3号に規定する訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の対象となる資格は、次に掲げるものとする。

(1) 看護師(准看護師を含む。)

(2) 介護福祉士

(3) 保育士

(4) 理学療法士

(5) 作業療法士

(6) 歯科衛生士

(7) 美容師

(8) 社会福祉士

(9) 製菓衛生師

(10) 調理師

(11) 助産師

(12) 保健師

(13) 精神保健福祉士

(14) シスコシステムズ認定資格及びLPⅠ認定資格

(15) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めたもの

2 前条第1項第3号に規定する特定訓練促進給付金の支給の対象となる資格は、次に掲げるものとする。

(1) 看護師

(2) 介護福祉士

(3) 保育士

(事前相談の実施)

第5条 訓練促進給付金及び特定訓練促進給付金又は修了支援給付金の支給を受けようとする者が、資格を取得するために養成機関で修業しようとするときは、あらかじめ当該資格取得について市に相談しなければならない。

(支給額等)

第6条 訓練促進給付金の支給額は、支給を請求する月の属する年度(4月から7月までに請求をする場合にあっては前年度)の次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月についてはそれぞれ4万円を増額するものとする。

(1) 市民税非課税世帯 月額 100,000円

(2) 市民税課税世帯 月額 70,500円

2 特定訓練促進給付金の支給額は、支給を請求する月の次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 扶養している児童が2人以下の世帯 月額30,000円

(2) 扶養している児童が3人以上の世帯 月額50,000円

3 修了支援給付金の支給額は、養成機関におけるカリキュラムが修了した日(以下「修了日」という。)の属する年度(修了日の属する月が4月から7月までの場合にあっては前年度)の次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 市民税非課税世帯 50,000円

(2) 市民税課税世帯 25,000円

(支給申請等)

第7条 訓練促進給付金及び特定訓練促進給付金又は修了支援給付金の支給を受けようとする者は、給付金の種類に応じ次に掲げる日以後に藤沢市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。なお、特定訓練促進給付金の支給申請は、訓練促進給付金の支給申請と同時に同一の支給申請書で行うものとする。

(1) 訓練促進給付金及び特定訓練促進給付金 修業を開始した日

(2) 修了支援給付金 修了日

2 訓練促進給付金及び特定訓練促進給付金の支給を申請するときは、当該申請者は、申請書に次の書類等を添付しなければならない。

(1) 児童扶養手当の支給を受けている場合は、児童扶養手当証書(番号の確認でよい)

(2) 児童扶養手当の支給を受けていない場合は、次に掲げる書類すべて

ア 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は全部事項証明

イ その世帯全員の住民票の写し

ウ 当該対象者及び同一の世帯に属する者の当該年度(4月から7月まで

- に申請する場合は前年度)の所得証明書
エ 当該対象者及び同一の世帯に属する者の前年度(4月から7月までに
申請する場合は前々年度)の所得証明書
(3) 修業している養成機関の長が在籍を証明する書類

3 修了支援給付金の支給を申請するときは、当該申請者は、申請書に次の書類等を添付しなければならない。

- (1) 前項第1号又は第2号に定める書類等
(2) 修業していた養成機関の長が修了を認定する修了証明書
(3) 藤沢市母子家庭等高等職業訓練修了報告書(第2号様式)

4 市長は、前2項の規定により申請書に添付すべき書類については、その内容を公簿等によって確認することができる場合は、添付を省略させることができる。

5 修了支援給付金の申請は、修了日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めたときは、この限りでない。

(支給決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、支給の可否を決定し、藤沢市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給(不支給)決定通知書(第3号様式)により遅滞なく、支給の可否を当該母子家庭の母又は父子家庭の父に通知するものとする。

(支給額の変更)

第9条 市長は、当該支給対象者世帯の課税状況が変更したこと等により当該対象者の給付金の支給額等を変更したときは、藤沢市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給額変更通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(支給期間等)

第10条 訓練促進給付金及び特定訓練促進給付金の支給期間は、第3条の対象者が第4条の対象資格を取得するために最低限必要な課程を修業する期間(その期間が48月を超えるときは、48月。ただし、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得する場合で、通算48月を超えるときは、48月。)を超えない期間とする。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(支給の方法)

第11条 訓練促進給付金及び特定訓練促進給付金は、月を単位として支給するものとし、原則として第7条の規定による申請があった日の属する月以降の各月において支給する。

2 修了支援給付金は、修了日以後支給する。

(修業期間中の受給者の状況の確認等)

第12条 市長は、訓練促進給付金及び特定訓練促進給付金の支給を受けている者（以下「受給者」という。）に対し、おおむね四半期ごとに在籍証明書の提出又は出席状況の報告を求めることにより当該受給者の養成機関の在籍状況等を確認するほか、定期的に修得単位証明書の提出を求めるものとする。

(受給者事由変更の届出)

第13条 受給者は、申請した内容に事由の変更があった場合には、藤沢市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等変更届（第5号様式）をその事由が発生してから14日以内に、市長に届出しなければならない。

(受給資格喪失の届出)

第14条 受給者は、第3条に規定する対象者としての要件に該当しなくなったときは、藤沢市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失届（第6号様式。以下「資格喪失届」という。）をその事由が発生してから14日以内に、市長に届出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(支給決定の取消)

第15条 市長は、前条の規定により資格喪失届を受理したときは、その支給決定を取り消し、受給者に藤沢市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給停止通知書（第7号様式）により通知するものとする。

(給付金の返還)

第16条 市長は、受給者が偽りその他不正の手段により訓練促進給付金及び特定訓練促進給付金又は修了支援給付金の支給を受けたとき又は支給要件に該当しなくなったときは、支給額に相当する金額の全部又は一部を受給者から返還させることができるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年2月4日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年6月5日より施行し、改正後の規定は、平成21年6月分以降の訓練促進給付金及び修了一時金について適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年3月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成26年4月1日より施行し、改正後の様式については、平成26年5月1日以降の訓練促進給付金及び修了支援給付金について適用する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年6月1日より施行し、同年4月1日から適用する。

改正後の様式については、令和元年6月1日以降の訓練促進給付金及び修了支援給付金について適用する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和3年7月31日までに行われた訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給申請については、当該給付金の支給対象となる保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条第2号に規定する女子に該当する場合であって、かつ、20歳未満の子を扶養しているときの市町村民税及び所得税の額は、当該保護者の申請に基づき、市町村民税の額にあつては当該保護者を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦であるとみなして同法第295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び第3項並びに第314条の6の規定の例により算定した額とし、所得税の額にあつては当該保護者を所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦であるとみなして同法第81条及び租税特別措置法第41条の17の規定の例により算定した額とする。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年7月1日より施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和4年5月1日より施行し、同年4月1日から適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和５年１月１日より施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和６年４月１日より施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、令和７年３月３１日まで、必要な調整をして使用することができる。

附則

(施行期日)

この要綱は、公表の日より施行し、令和６年８月３０日から適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和７年４月１日より施行する。